

(要領様式第6号)

事業計画書に対する知事意見書

6上伊地環第52-1号
令和6年(2024年)10月21日

株式会社フォレスト
代表取締役 本道 文彦 様

長野県上伊那地域振興局長

令和6年7月4日付けで提出のあった事業計画書について、廃棄物の適正な処理の確保に関する条例第44条第1項の規定による意見は次のとおりです。

1 提出のあった事業計画書

(1) 氏名及び住所 (法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)	株式会社フォレスト 代表取締役 本道 文彦 長野県北安曇郡池田町大字会染6124番地37	
(2) 事業計画の概要		
申請の区分 (I)	産業廃棄物処理施設の変更許可	
① 廃棄物の処理施設の設置の場所	長野県木曾郡大桑村大字須原1367番1	
② 廃棄物の処理施設の種類	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第8号の2に規定する木くずの破碎施設	
③ 処理を行う廃棄物の種類 (当該廃棄物に石綿含有廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)	○破碎する廃棄物 木くず 特別管理産業廃棄物を除く。	
④ 廃棄物の処理施設の処理能力 (廃棄物の最終処分場である場合にあっては、廃棄物の埋立処分の用に供する場所の面積及び埋立容量)	木くず 240 t/日 (30 t/h : 8時間稼働)	
⑤ 変更の概要 (変更許可等の場合)	木くずの破碎施設の入替	
	新	旧
	コマツカスタマーサポート株式会社 BR120T-1 処理能力 240t/日 (30t/h : 8時間稼働)	東興産業株式会社 ビースト3680型 処理能力 440t/日 (55t/h : 8時間稼働)

2 知事意見

対象周辺地域の生活環境の保全に関する事項についての意見	事業計画は適当なものと考えられます。
合意形成の方法に関する事項についての意見	事業計画は適当なものと考えられます。
その他知事が必要と認める事項についての意見	特にありません。